

国際水準 GAP ガイドライン (指導マニュアル)

Version 1.1

【青果物】

農林水産省農産局農業環境対策課

目次

I 経営体制全体	6
1. 農場経営に必要な基本情報（栽培品目名、ほ場（きのこ類の場合は、ほだ場。以下、同じ）や施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。	6
2. 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。	9
3. 農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。	11
4. 本ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの設定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。	12
II 生産体制全体	15
5. 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。	15
6. 農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。	17
7. 農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存。	20
III リスク管理	22
8. 農場の基本情報及びコーデックス規格の HACCP の考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について危害要因分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因について、危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。	22
9. 農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減又は除去する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。	30
10. 農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールの設定及びこれに基づく対策の実施、検証、見直しを実施。	36
11. 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。	40
12. 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守する	

ことについての外部委託先との合意。	44
13. 食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施。	45
14. クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。	47
15. 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。	49
IV 人的資源	52
16. 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施。	52
17. 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。	53
18. 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。	55
19. 労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。	58
20. 作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施。	60
21. 業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための労災保険の成立手続の実施。	61
22. 適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。	63
23. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。	65
24. 清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。	68
V 経営資源	70
25. 農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者(訪問者を含む)に対して遵守するよう周知。	70
26. ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施	73
27. ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。	76
28. 堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。	79
29. 土壌の侵食を軽減する対策の実施。	81
30. 使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。	83
31. 養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。	86
32. ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水(排水中の栄養成分を含む)やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。	88
33. 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策、異	

物、有毒植物等の混入防止対策を実施。	90
34. 喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。	93
35. 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。	96
36. 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。	98
37. 計量機器の点検・校正。	101
38. 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。	103
39. 機械、装置、器具等の適正な使用。	106
40. 食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。	109
41. 温室効果ガスの削減に資する取組等の対策の実施。	111
42. 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。	115
43. 農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	119
44. 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。	122
45. ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。	124
46. セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。	126
VI栽培管理	128
47. 信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。	128
48. 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。	130
49. 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(IPMにおける「予防」の取組)。	132
50. 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。	132
51. 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)。	132
52. 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。	137
53. 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。	139
54. 農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量	

機器等の洗浄を適切に実施。	142
55. 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。	144
56. 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための 装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切 に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。	146
57. 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄 し、洗浄排水を処理。	149
58. 農薬の使用記録の作成・保存。	151
59. 食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防 止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農 薬の保管、在庫管理の実施。	153
60. 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。	156
61. 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生 物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。	158
62. 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、 環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。	161
63. 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準や JA の栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計 画に基づく施肥の実施。	163
64. 肥料等の使用記録の作成・保存。	165
65. 食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、 環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆 発防止等）に配慮した肥料等の保管、在庫管理の実施。	167
VII専用項目	171
66. スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理の実施（管理体制の整備、 作業者の健康・衛生管理を含む）。	171
67. スプラウト類の培地、栽培容器の安全性の確認と適切な管理。	173
68. スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異 物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施。	175
69. スプラウト類（種子、作物を含む）を扱う場所は他の区域との境界を明確 にし、衛生管理を実施。	177
70. スプラウト類の生産設備について工程ごとの専用化の実施。	179
71. スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理の実施。	180
72. きのこと類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な管理。	181
73. きのこと類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理 の実施。	183
74. 菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。	185
75. きのこと類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。	187
76. ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。	188

77. ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。	190
78. りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策の実施。	191